

平成26年8月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成26年8月25日(月) 午前10時00分～午前11時6分

○ 場 所 守口市役所1号別館3階 第2委員会室

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 槇 原 恵 理 子

委 員 江 端 源 治

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 学校施設整備監 西 哲郎

指導部長 永井 竜二 生涯学習部長 松 良之

こども部長 大西 和也 総務課長 藤本 淳司

学校管理課長 瀬尾 邦雄 学校教育課長 大野 友己

保健・給食課長 西尾 浩樹 生涯学習課長 松原 俊三

スポーツ・青少年課長 宇野田 信幸 放課後こども課長 西本 岳史

教育センター長 廣部 孝徳 保育・幼稚園課長 西田 清太郎

ほか担当職員

○ 審議内容

選第2号 委員長職務代理者の選挙

【説明要旨】

委員長職務代理者の任期は平成26年9月8日で満了となるため選挙を行うもの。

任期は、平成26年9月9日から平成27年9月8日までの1年間。

【審議状況】

指名推薦による選挙により、槇原恵理子氏が委員長職務代理者として選任される。

議案第38号 教育委員会の点検・評価に関する報告書案について

【説明要旨】

本報告書は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、平成19年度から毎年度作成しているものである。本年度で7回目となる。本年度もその作成に当たり、これまで点検・評価検討委員会を5回開催し、第5回目の7月18日には学識経験者に御意見、御助言を賜っているもの。

また、教育委員会定例会でも6月には報告議案として、7月には協議事項として提示し、教育委員会への意見等も含め、修正、追加等をしたものを、今回の定例会議案として提示するものである。

本報告書には、平成25年度の「めざす守口の教育」に記載されている各推進事項について点検・評価を行い、推進事項及び評価、評価の根拠、今後の方向性、図表及び注釈を記載している。

まず、学校教育分野では4つの基本方針、15の重要項目があり、社会教育分野では2つの基本方針、6つの重点項目がある。それぞれの推進事項の項目数は学校教育分野で80、社会教育分野で31、合計111項目となっている。

また、昨年度からの変更点として、様式を一新し、重点項目ごとにまとめて記載する方式となった。また、本年からは評価の根拠を新たに追加している。

なお、今後の予定では、本定例会で決定を賜ると、市議会の9月議会にて本報告書を提出し、教育委員会のホームページに掲載するとともに、公民館、ムーブ21、エナジーホール、本市役所に設置して公表する予定となっている。

【審議状況】

委員「学識経験者の方からの意見、助言のページもございますが、改めてどのような意見があったのか、概要をお聞かせ下さい。」

事務局「学識経験者の先生からさまざまな御意見、御指導をいただきました。申し上げますと、教育内容に関すること、評価の根拠における表現方法に関すること、図表、注釈などの内容に関すること、並びに各基本方針に関する総括的な御意見など、さまざまな項目がございました。

例えば、教育内容に関することと、全国の状況を比較した場合における守口市が目指すべき教育の方向性について。評価の根拠の表現方法で言いますと、具体的な事例をより多く盛り込むべきことなど御指摘いただき、図表、注釈の欄では、その趣旨を明確にした上で図表を記載することなどの御指摘をいただきまし

た。

以上でございます。」

委員「この評価の根拠というのはなぜ◎なのかどうか、なぜ○なのかということが書かれているということでございますが、これは今年からですか。」

事務局「そちらの評価の根拠の記載は本年度の様式からでございます。というのも、昨年度の報告書におきまして、市議会のほうから基準をもっと明確にするようにというふうな御指摘をいただきましたことから、単純に評価を○、×などで示すのではなく、その根拠を明確に示すということで、今回、初めて記載させていただいたものでございます。」

委員「今、市議会でそのような指摘があったということで、その点については改善をされたという御説明がありました。それ以外に市議会で指摘されたというようなことはございませんでしたか。」

事務局「昨年度の予算委員会の中で質問された項目でございまして、評価の基準が不明確であったという御指摘のもと、今回から根拠を示させて頂きました。それ以外にも、これはあくまで自己評価ということで、自己満足せずに、評価については○が多すぎるのではないかと、もっと厳しい評価も必要でないかと、このような意見もございました。」

委員「いろいろ参考にしていただいて、最終版がまとまったということで、我々のほうにもあらかじめこれについての原稿段階でもお示しをいただいて、それぞれ意見を出して、今回の最終の報告案ができ上がっているということですが、前回の報告書と特に変わったところとございますか、変更されたところ等について、まとめて教えていただけませんか。」

事務局「前回の定例会で協議事項として提出させていただきました点との変更点を御説明を申し上げますと、これまでは検討委員会を経まして、事務局案として御提示させていただきました案でございます。今回の報告書は、学識経験者の方に御出席賜りました第5回検討委員会で御指摘をいただきました点について内容を修正するとともに、いただきました各基本方針における意見、助言を記載しているところが変更点でございます。」

委員「できるだけその評価をなぜ○なのか△なのかということで評価の根拠が新しく設

定されておりますけれども、定量的に示せるところは可能な限り数値で示せばわかりやすいと思うんですが、例えば、不登校ゼロへの取り組みとありますね。これに、△がついておりますが、例えば不登校者の数が去年と比べてどうだったとか、何か数値目標を挙げていたんでしょうか。」

事務局「数値目標そのものは特段示してはおりませんが、減少を目標にしていたのが、実際には増加傾向にございましたので、単年度の評価ということで△ということにさせていただきました。」

委員「できるだけわかりやすいような資料の作成を目指してくださいという要望として受け取っていただければというふうに思います。」

上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第39号 守口文化センター条例施行規則の一部を改正する規則案

【説明要旨】

守口文化センター1階にエフエムもりぐちのサテライトスタジオを設置することから、その放送室の目的外利用料金を設定するため、条例の一部改正を平成26年6月の教育委員会定例会に提出し、その後の、6月市議会本会議で承認を受けたところである。そのことから今回、規則改正を行おうとするもの。

主な内容としては、放送室を、放送室（地階）及び放送室（1階）に区分するものである。

また、「附属設備その他器具備品等の利用料」に関し、現在故障中や今後利用が見込めない備品の内、VTRや移動式テレビカメラ、35ミリ及び16ミリ映写機、テープレコーダーなどを廃棄し、表から削除しようとするもの。

その他文言の整備をおこなおうとするもの。

附則であるが、施行期日は条例に合わせ、平成26年9月1日とするもの。

【審議状況】

委員「サテライトスタジオを文化センター内に設置をされるということに伴うものというふうに理解するところですが、それにかかわって何がしか附帯する事柄等もあるやに思うんですが、もう少し簡単に説明を補足していただけますでしょうか。」

委員「まず、地下に放送室がございます。新たに1階にサテライトスタジオを設けることによって、放送室を地階と1階とに区分をしました。それと合わせまして、文化センターが昭和60年にオープンして附属備品が設置されたわけですが、時代の経過とともに使えなくなった備品類も多数見受けられましたので、故障し修理が追いつかなくなったVTR、いわゆるビデオテープレコーダー、2分の1インチとか4分の3インチテープが、現在もう入手が困難であること及び利用される方もないといったことから、これらを削除しました。またリハーサル室にございますポータブルカメラ、これは、持ち運び用のテープ式のカメラですが、今やデジタル化が主流ですので、テープを御利用される方は、現在おられないといったことと、故障中のカメラもこの機会に整理をいたしまして、使えないものは削除していこうといったことでございます。

また、最後の備考欄に載せておりますけれども、この備品類、使用が1回につき、1時間につきといった表現をしておりますけれども、1日通しの利用は出来ないのかといった投げかけが市の法制担当からございましたので、備考の1には午前9時から正午、午後1時から午後5時まで、そして午後6時から9時までを1回とし、これまで利用区分が入ってなかったものを入れまして、また午前9時から午後9時まで通しでも使えるようにもいたしました。条例には、1日利用という文言はあったのですが、備品の方にはございませんでしたので、この規則改正の機会に利用区分も統一をさせていただきました。

大きくまとめまして、放送室を地下と1階に分けたといったことと、使えなくなった備品類をこの機会に整理をさせていただこうとするものでございます。」

委員「附則にありますように、9月1日からの施行ということですが、このサテライトスタジオ等についての実質的な運用についてはどのようになっておりますか。」

事務局「サテライトスタジオは9月1日から貸し出せる状態にしていきたいと考えております。ただ、使われるFM-HANAKOさんのほうが、サテライトスタジオが完成した後、中の内装、テーブルであるとか機材の搬入、またFM-HANAKOさんのロゴの入ったLEDのネオン等、そういった準備をするのに約1か月程かかると聞いております。実際、HANAKOさんが使われるのは10月1日以降というふうに聞いております。」

上記の質疑の後、原案通り可決。

報告第1号 平成26年度教育費補正予算について

【説明要旨】

今回の補正予算は市立第二中学校、第四中学校統合校の樟風中学校校舎建設工事の第2期工事に係る補正となる。

同校の校舎建設第2期工事については、平成26年度当初予算において予算措置し、6月市議会において契約案件とし議決され、本年7月3日付で工事請負契約を行ったところである。

しかしながら、相手方の契約不履行により、8月において契約解除が成立したことから、再度、施工業者を決定するに当たり、工期変更が生じることから、当該契約に係る工事請負費等を平成26、27年度の2か年の継続費等としようとするもの。

歳出については、施設整備、学校建設事業、中学校の中学校費、学校建設費委託料は、統合校新築工事管理業務委託料として1,230万円の補正。同事業工事請負費は、同校の新築工事請負費で4億6,760万円、項目3、同事業備品購入費は、教材、教具の購入費で2,935万円になり、歳出合計においては、合計5億925万円の補正となる。

歳入については、項目2、教育費国庫補助金、学校施設整備費補助金、学校施設環境改善交付金で4,933万2,000円、教育費国庫補助金、防災・安全社会資本整備交付金で750万円になり、歳入合計におきましては5,683万2,000円の補正となる。

本来、この案件については、教育長に対する事務委任規則第2条第1項第16号の教育予算、その他、議会の議決を得るべき議案について意見を申し出ることにより、教育委員会定例会において議決を得るべきところであるが、本工事については、平成27年統合校開校に向けて速やかに施工業者を決定する必要があることから、同規則第3条第2項により8月18日付で教育長の専決として報告を行ったもの。

【審議状況】

委員「事務局より説明がございましたように、新しく開校する学校にかかわる問題で、時間的に早急な対応を求められたという状況から、教育長専決にすることについては当然異議のないところでありますけれども、教育委員会に後になって御報告ということにならないように、今後、御配慮をいただきたいということ

申し上げておきたいと思えます。

加えて、契約解除に至ったということがそもそも今回の問題でありますので、この契約解除に至った経緯について、少し詳しく御説明をお願いします。」

事務局「タツト・建設株式会社と3億8,232万円で7月3日に本工事契約を締結いたしました後、7月25日にタツト・建設株式会社の営業担当から契約不履行の申し入れがありました。その後、7月28日にタツト・建設株式会社の代理人から、予定価格を不当に低く設定している等の理由で契約無効の書類の送付がございました。その後、8月4日に本市総務課から、本市の回答書作成に当たり、市顧問弁護士協和綜合法律事務所に事務を委任しました。その後、8月12日に相手方代理人に予定価格が不当に安いなどという入札事後の主張は認められないという旨の契約解除の回答書を送付し、相手方代理人に8月18日に送達を確認した後、契約解除が成立したというふうになります。以上でございます。」

委員「不当に低い価格で入札をしたために、現実的にそれではやれないという結論に至ったので、これを白紙に戻したいという趣旨だと思いますが、こういうのは、いずれにしても我々としては新しい学校が時期に合わせてきちんと開校できるようにすることがまず第一義だろうと思えますので、後の段取りを進めていくというのは当然のことですけれども、この該当会社がそのような形で契約解除に至ったことに伴う、弁護士に御相談になってということではありますが、その結論というのは、どういう形でどの時期に出てくるというふうに考えたらよろしいのでしょうか。その件についてもちょっと教えておいていただきたい。」

事務局「守口市の顧問弁護士のほうから相手方の弁護士のほうに書類を送達して、8月18日に相手方が受領したということでございまして、こちらといたしましては、当然のことながら、契約不履行によって、3月末までの工期と申ししていたものが、このことによってできないということになりましたので、これらに伴う損害賠償の請求権等を有しているということですが、当然、この件につきましては相手方も主張があるところでございまして、現在、こちらの主張とあちらの主張が互いに主張し合っているというような状況でございまして、今後、余りにもお互いの主張が隔たりがあるようでありましたら、司法の場でこの件について損害賠償を請求していくということも、今後、あろうかと思っておりますので、今の段階

ではまだ完全に決着したわけではなくて、契約解除が成立したというだけでございますので、その点、御理解いただきますようお願いいたします。」

委員「よくわかりました。それで契約解除が成立したということでございますので、今後の段取り、教育長専決で話を進めていただいているということでございますけれども、その後の具体的な形はどんな形で進んでいるのか教えて頂けますでしょうか。」

事務局「8月21日に市長の専決が行われまして、8月21日付で再入札に係る守口市の告示が行われております。その中身につきまして御説明させていただきます。工期につきましては、平成27年6月30日まで、予定価格につきましては4億6,745万6,400円ということで公示させていただいております。入札の期間でございますけれども、この入札につきましては条件付一般競争入札で行わせていただいております。入札の受付期間は郵送になっておりまして、平成26年9月9日から平成26年9月10日までということになっております。入札の開札につきましては、平成26年9月11日木曜日、午前10時からを予定しております。したがって、仮契約の日でございますが、平成26年9月12日を予定しております。その後、守口市議会定例会に追加で議案上程をさせていただく予定になっております。追加日は9月18日、本会議初日を予定しております。以上でございます。」

委員「今の説明で、新たな工期が平成27年6月の完了というふうに聞きましたが、そのようなことで、来年の4月から教育活動に支障はないのでしょうか。」

事務局「ただいま第二中学校、第四中学校の統合校の第1期工事という校舎の工事を行っております。こちらのほうは今現在は順調に進んでおりまして、来年の3月31日に完成する予定でございます。本来ならば2期工事も3月31日に完成し、4月1日を迎える予定でございましたけれども、今回このようなことになりまして、再度、入札をさせていただくことによりまして、完成が6月末になります。したがって、一部完成ができないというところが生じてきております。具体的に申し上げますと、これはあくまでも、今、計画中でございますけれども、南側の大きなグラウンドがあるんですけれども、そちらのほうは何とか平成26年3月31日までに完成する見込みでございます。したがって、南側のグラ

ウンドと、今、大末建設がつくっております第1期工事の完成をもって、樟風中学校は4月1日から部分開校というような形でさせていただこうと思っております。

その後、北グラウンドとプール、武道場につきましては、残念ながら3月31日の開校に間に合いませんので、なるべく早い時期に完成して、学校の教育の用途に使っていこうというふうに考えております。以上でございます。」

委員「万難を排して教育活動にできる限り支障が出ないように準備をお願い申し上げたいと思います。」

委員「通常の学校教育活動において、通常の教育に大きな支障が出るということは何かありますか。」

事務局「学校の教育活動に大きな支障というものはないというふうに考えておりますが、ただ、北グラウンドが使えないという状況でございますので、具体的にクラブ活動のほうは若干制限されてくるのではないかなというふうに考えております。プール、武道場につきましては、6月末の完成をするんですけども、学校教育のプール授業につきましては支障がないようにやっていきたいというふうには考えておるんですけども、今の時点では予定でございますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。」

委員「この北グラウンドはテニスコートとバスケットコートですね。その他には何かございますか。」

事務局「北グラウンドのほうは、具体的に申しますと、テニスコートとバスケットコートでございます。それ以外の運動スペースはないというふうに考えます。」

委員「3月末までででき上がる予定が、6月末まで延びたということで、結局、年度を超えることになったということに伴って、2年がかりということになる関係で補正予算を組み直すということになったと、こういう趣旨だと思いますけれども、それに伴って、当初、思っていたものと変わってきている部分というのがいろいろあるんだろうなとは思いますが、どこがどう変わったのかということも補足して説明していただけないか。」

事務局「2期工事につきましては、今回の新しい契約を結ぶに当たりましては内容の変更はございません。ただ、3か月間始まる工期が遅れる見込みでございますので、終了も3か月間延びるといような状況でございます。ただ一点、予算額なんですけれども、こちらのほうにつきましては1,500万円ほど増額をさせていただいております。これは内容の変更というよりも、再度入札するにあたり、建設単価の見直し等を関係部局と協議した結果、行ったほうがよいだろうということで、そちらのほうの見直しをさせていただきますことによりまして、1,500万円の増額になったものでございます。主な変更点については以上でございます。それと、先ほどお答えさせていただいたんですけれども、北側のグラウンドのほうなんですけど、バスケットボールコートのみというようないちよっとな表現をさせていただいたんですけど、バスケットボールとバレーボールコートと併用できるグラウンドでございます。申しわけございません。」

委員「私が懸念してお尋ねしましたのが、前に契約、落札をした会社が、低い金額で札を入れたために、それではやりきれないということで辞退するという、そういう事態になったわけですね。ということは、今度、再度入札したときに、その額と同じ額でもう一回入札をかけたところで、うまくきちんと落とせるのかどうか、再度、またさらに後ろに延びるなんていうことが起こらないかということをお心配して、ある程度、予算想定額というのを上げてもっと用意しておかないと、うまく入札が成立がしないんじゃないかということをお懸念したものですからお尋ねしたんです。どうぞお願いします。」

事務局「工期が3月末から6月に延びるところで、それが災いとなつてうまくいかないというケースもあろうかと思えます。さまざま議論した中で、本当に我々もどうなるかというのは非常に難しい、明確に、今こうですというふうに御答弁申し上げるのが非常に難しいんですけれども、9月10日に入札が成立するものと今は信じておるところでございます。」

委員「そういうことで遅れるということであれば、当然、いわゆる学校関係者、地域の方々、あるいは保護者も含めていろいろ説明をすることが必要だろうと思えます。この辺をきっちりやって、4月開校ができるだけスムーズにいくように配慮を願いたいと思えます。よろしくお願いします。」

委員「追加でございますが、先ほど、教育活動には特に支障なくできるであろうという見通しでお話ございました。ただ、4月一部開校、6月末まで工事が並行して行われるということに相なります。したがって、それに係って工事用の車が入り出す等ある中で、学校教育活動が並行して展開されるということになりますので、子ども達の安全面には十分に配慮をしていただいて、安全な工事を心がけるように御指導いただきますようにこの機会にお願いしておきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いをいたします。」